



鳥取県公報

平成17年3月31日(木)
号外第75号

毎週火・金曜日発行

目 次

教委訓令	鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令(1)(教育総務課)..... 1
	鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(2)(福利室)..... 2

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第1号

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員服務規程(平成9年鳥取県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所属長 教育委員会事務局本庁(鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第1条の2第3項に規定する本庁のうち、<u>教育センター、図書館及び博物館を除いたものをいう。</u>)の課(課に相当するものを含む。)及び地方機関(組織規則第1条の2第4項に規定する地方機関をいう。)並びに学校以外の教育機関の長の職にある者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所属長 教育委員会事務局本庁(鳥取県教育委員会事務局組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第1条の2第2項に規定する本庁をいう。)の課(課に相当するものを含む。)及び地方機関(組織規則第1条の2第3項に規定する地方機関をいう。)並びに学校以外の教育機関の長の職にある者をいう。</p>

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県教育委員会訓令第2号

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年 3月31日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成元年鳥取県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、

改 正 後	改 正 前
<p>（定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）本庁 鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「<u>組織規則</u>」という。）第1条の2第3項に規定する本庁（<u>教育センター、図書館及び博物館を除く。</u>）をいう。</p> <p>（3）所属所 地方機関（<u>組織規則第1条の2第4項</u>に規定する地方機関をいう。）各県立学校及び各教育機関をいう。</p>	<p>（定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）本庁 鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号。以下「<u>組織規程</u>」という。）第1条の2第2項に規定する本庁をいう。</p> <p>（3）所属所 地方機関（<u>組織規程第1条の2第3項</u>に規定する地方機関をいう。）各県立学校及び各教育機関をいう。</p>

改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

附 則

この訓令は、平成17年 4月 1日から施行する。